

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年2月14日県営経営
体育成基盤整備事業綾南南部地区（第1工区）の換地処分をした。

平成23年2月22日

香川県知事 浜 田 恵 造